

資料 4

死因究明等推進計画検討会の開催について（案）

令和 2 年 ● 月 ● 日
死因究明等推進本部決定

1. 趣旨

「死因究明等推進計画の案の作成方針について」（令和 2 年 ● 月 ● 日 死因究明等推進本部決定）に基づき、死因究明等推進計画の案の作成に資するため、死因究明等推進計画検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

2. 招集

検討会は、死因究明等推進本部長（以下「本部長」という。）が招集する。

3. 検討会の座長

検討会の座長は、検討会を主宰する者として、本部長が指名する。

4. 関係者の出席

検討会は、必要に応じ、関係行政機関の職員その他の者の出席を求めることができる。

5. 庶務

検討会の庶務は、厚生労働省死因究明等推進本部事務局において処理する。

6. その他

この決定に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、本部長が定める。